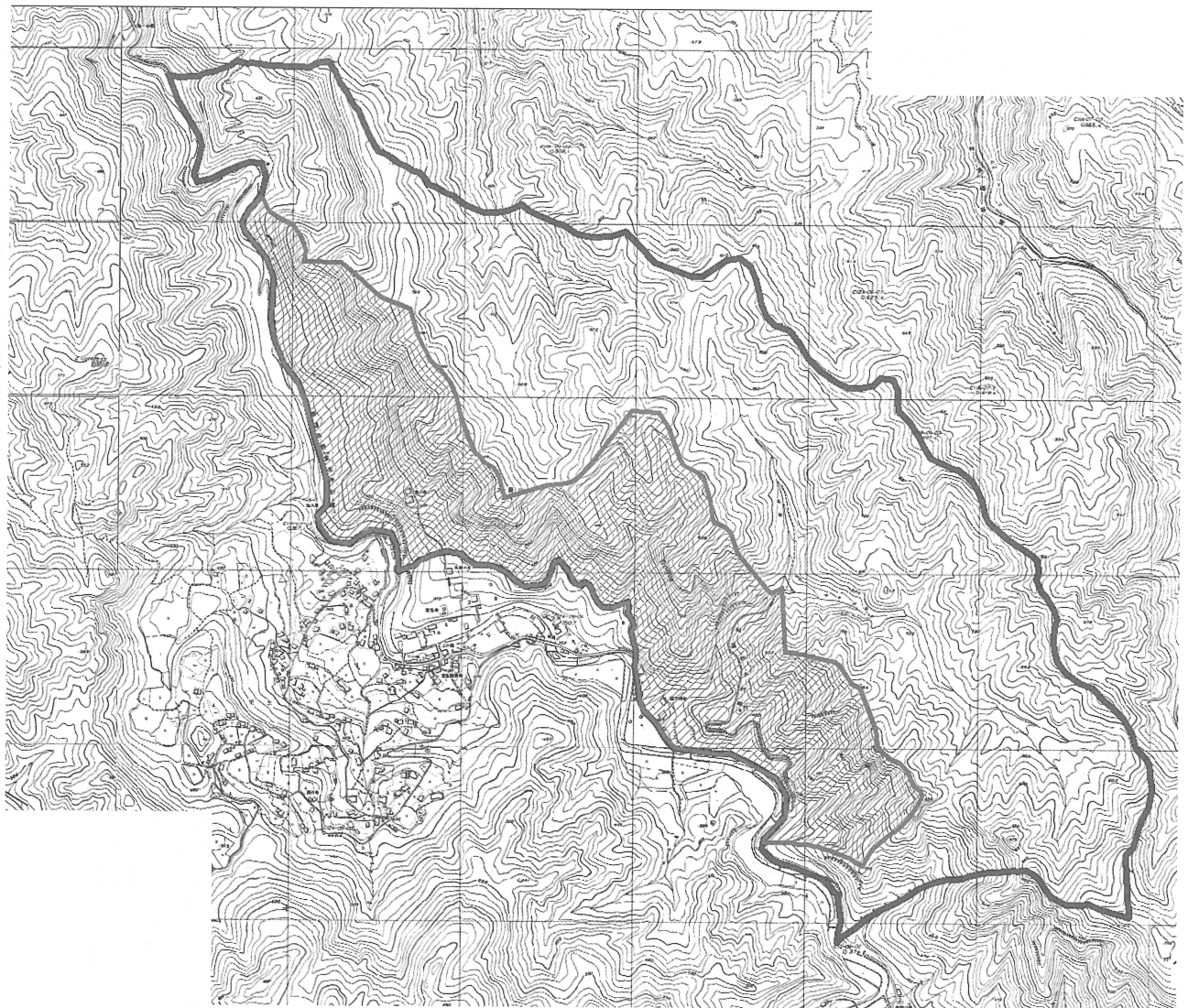


鳥獣保護区の指定概要

番号	5	区域の名称	室生鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 369 ha		特別保護地区 93 ha	県指定
指定期間	令和 6年11月 1日 から 令和16年10月31日まで			
指定区域	宇陀市県道吉野室生寺針線上の仙人橋の北端を起点とし、同所から同県道を北進し、島谷橋の南方三百メートルの地点に至り、同所から谷筋をほぼ東進し、室生川と西谷川との分水の尾根に至り、同所から同尾根をほぼ南東進し、室生川と宇野川との分水の尾根との交点に至り、同所から同尾根をほぼ西進し、県道吉野室生寺針線に至り、同所から同県道を北西進及び北進し、起点に至る線により囲まれた区域(室生寺の寺有地及び室生龍穴神社の社有地の区域)			

参考図面



 特別保護地区

特別保護地区の区域

室生鳥獣保護区内の室生寺の寺有地並びに室生寺の境内及び準境内並びに室生龍穴神社の社有地の区域で、県道吉野室生寺針線と尾根筋で囲まれた区域